

内閣府 食品安全委員会 事務局 技術参与（非常勤一般職国家公務員）募集要項

内閣府食品安全委員会は、食品中の危害要因の低減等のための規制や指導等を行う行政機関から独立して設置された機関で、食品の安全に関して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価（リスク評価）や食品安全に関する情報収集及び情報発信を行っています。

この度、食品安全委員会事務局において、広報・リスクコミュニケーションを担当する技術参与を募集します。

1 採用内容

職 名 : 技術参与（非常勤）
採用予定者数 : 1名
・広報・リスクコミュニケーション 1名

採用予定日 : 令和7年10月1日以降
※ 実際の採用日については、採用内定者と相談の上、決定

2 業務内容

・広報・リスクコミュニケーション

食品安全委員会が行う食品健康影響評価(*)をはじめとする食品の安全に関する意見交換会・講演会の開催、メールマガジン・Facebook・情報誌・YouTube等による国内外への情報発信、消費者等からの食品安全に関する電話・メールによる問合せ（英語によるものも含む）への対応、その他広報・リスクコミュニケーションに関する業務。

〔 * 食品健康影響評価 とは、食品に含まれる物質又は食品の状態が、当該食品の摂取によりヒトの健康に及ぼす影響について、科学的に評価を行うこと。 〕

3 応募資格

■ 専門性等について

大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、次の①及び②の要件を満たすこと。

- ① 消費生活アドバイザー、消費生活相談員その他これに類する資格を有する者又は消費者等からの電話・メール相談への対応に従事していた経験があるなど、これと同等の能力を有すると認められる者
- ② 実用英語技能検定準2級又はこれと同等以上の英語能力を有すると認められる者で、英語による問合せに対応する力を有するもの

■ 職務経験について

下記①及び②の職務経験をそれぞれ3年以上有する者。

- ① 情報誌の執筆等の広報業務
- ② 食品安全に関連する業務や調査研究の職務経験

上記のほか、行政機関におけるリスクコミュニケーション等の職務経験を有する者については、さらに望ましい。

■ 応募できない要件

以下に該当する者は応募できません。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

■ その他

- ・ 採用に当たっては、業務に関係する職務経験並びに採用者及び採用者と生計を一にする者が従事する企業等を考慮します。
- ・ 利害関係を有する職業との兼業はできません。
- ・ 採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することとしています。マイナンバーカードをお持ちでない場合は、取得の手続きをしていただくこととなります。

4 提出書類

■ 志望動機について記した小論文（様式自由）

800 字程度とし、応募する担当業務、表題、氏名を最初に記入してください。

■ 履歴書 1 通（様式自由：市販品、ワープロ可）

- ・ カラー写真（6 ヶ月以内に撮影したもの）を貼付し、職務経験（期間、勤務先、職種、業務内容等の経歴）が分かるように記載すること。
- ・ 日中確実に連絡が付き連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず明記すること。

■ チェックリスト（別添様式）

■ 「3 応募資格」を満たすことを証明できるもの

免状、認定証、卒業証書、TOEIC 等の語学関係の検定試験のスコアや資格。学歴証明については、最終学歴のもので差し支えない。証明内容が複数ある場合は各 1 通とする。いずれも写しで可。

* 電子媒体での提出は受け付けません。

提出された応募書類は返却いたしません（当方で破棄します）。

- 書類提出先については、下記を参照してください。

5 試験日程等

受付締切日 : 2025 (令和7) 年8月29日 (金) 17時必着

書類審査結果の通知 : 随時。

※ 採否に関する個別の問い合わせには応じません。

面接試験日 : 随時(書類審査合格者と相談の上、決定)

試験会場 : 東京都港区赤坂

※ 詳細は書類審査合格者のみにご連絡します

面接審査結果の通知 : 面接等の実施後、随時。

※ 採否に関する個別の問い合わせには応じません。

6 勤務条件

勤務地 : 食品安全委員会事務局 (東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル 22 階)

※令和7年度中に東京都港区虎ノ門に移転予定です。

勤務時間 : 原則、1日5時間45分(10:00~12:00 及び 13:30~17:15)

土・日・祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)は休み

(ただし、部局長が特別に勤務の必要があると認める場合は勤務とする。)

※より柔軟な勤務形態確保の観点から、勤務日数及び勤務時間(テレワークを含む)については、採用者と相談の上、決定いたします。

※なお、以下の勤務例を参考に希望する勤務時間等を履歴書に記載すること。

(勤務例)

【例1】原則どおり

【例2】勤務日: 月水金(火木: 非勤務日)、勤務時間: 9:30~12:00 及び 13:00~16:15、金はテレワーク

任期 : 採用日から2年以内

(勤務状況等により更新することがあります)

給与等 : 月額13,600~21,600円(経験等による)

※ 法令等の改正により日給等が変更となる可能性あり。

※ 通勤手当(給与法及び人事院規則等の規定により算定した額を支給、定期券にあっては原則として6箇月定期券分を支給、マイカー通勤不可)

※ 健康保険、厚生年金保険及び介護保険適用は、国家公務員共済組合制度に従う。また、雇用保険は加入要件に従う。

※ 賞与・昇給なし

※ 年次休暇は採用から6ヵ月経過後に次の1年分として10日間付与(全勤務日の8割以上出勤した場合)、その他に特別休暇等あり。

【書類提出先及びお問い合わせ先】

〒107-6122 東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル 22F

内閣府食品安全委員会事務局 総務課

電話 (03) 6234-1078

・専門性等・職務経験チェックリスト

	応募資格	該当する資格・職務経験等 (記載例)
☐	大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者	〇〇大学卒業
☐	消費生活アドバイザー、消費生活相談員その他これに類する資格を有する者又は消費者等からの電話・メール相談への対応に従事していた経験があるなど、これと同等の能力を有すると認められる者	●●年に消費生活アドバイザーの資格を取得 〇〇の勤務において、▲▲といった消費者等からの電話・メール相談への対応業務〇年経験
☐	実用英語技能検定準２級又はこれと同等以上の英語能力を有すると認められる者で、英語による問合せに対応する力を有するもの	英検●級（〇年〇月取得） ◇◇の勤務において、☆☆など英語による業務を〇年経験
☐	下記①及び②の職務経験をそれぞれ３年以上有する者 ①情報誌の執筆等の広報業務 ②食品安全に関連する業務や調査研究の職務経験	①について、〇〇の勤務において、××といった広報業務に３年従事 ②について、▲▲の勤務において、★★といった食品安全業務に１年半、××の勤務において、食品安全に関する調査研究に２年半の計４年従事

※こちらの記載例は参考としてご提供しております。ご自身の実情にあわせて内容を調整のうえ、ご活用ください。